

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

路 線 名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	比企郡小川町大字小川字下廣地 地一九四番一地从先から 同郡同町大字小川字下廣地一 二二〇番一地从先まで
供用開始の期日	令和七年八月五日
備 考	令和六年十一月一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九六・九五メートル。